

京町家※ 約 4 万軒

京町家条例に基づく
重要京町家（個別指定）
1,368軒

京町家条例に基づく
重点取組地区内の京町家
約6,300軒

京町家条例と京町家保全・継承推進計画
における保全・継承対象

⇒可能な限り保全・継承に結び付ける



重点的・効果的に施策を講じるため
「重要京町家」と「重点取組地区」を指定

⇒解体の事前届出義務（1年前まで）や
改修補助金等により総合的な取組を推進

他制度に基づく指定等

- ・ 景観重要建造物
- ・ 歴史的風致形成建造物
- ・ 市指定文化財/市登録文化財 等

※京町家条例における「京町家」の定義

昭和25年以前に、伝統的な構法で建築された木造建築物で、特徴的な形態・意匠を有するもの